

令和 5 年 2 月 2 2 日

第 1 回 廿日市市議会議案説明書
(第 1 回 定例会)

廿 日 市 市

第 1 回 廿日市市議会議案説明書目次

報告第 1 号	専決処分事項の報告について	1
議案第 1 2 号	廿日市市まち・ひと・しごと創生基金の設置、 管理及び処分に関する条例	3
議案第 1 3 号	廿日市市あさはらまちづくり交流センター設置 及び管理条例	5
議案第 1 4 号	広島県水道広域連合企業団に参加することに伴 う関係条例の整理に関する条例	1 1
議案第 1 5 号	廿日市市職員定数条例の一部を改正する条例	1 3
議案第 1 6 号	廿日市市財政状況の公表に関する条例の一部を 改正する条例	1 5
議案第 1 7 号	廿日市市公共施設等整備基金の設置、管理及び 処分に関する条例の一部を改正する条例	1 7
議案第 1 8 号	廿日市市墓地設置及び管理条例の一部を改正す る条例	1 9
議案第 1 9 号	廿日市市印鑑条例の一部を改正する条例	2 1
議案第 2 0 号	廿日市市国民健康保険条例の一部を改正する条 例	2 3
議案第 2 1 号	廿日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運 営に関する基準を定める条例等の一部を改正す る条例	2 5
議案第 2 2 号	廿日市市保育園条例等の一部を改正する条例	2 9
議案第 2 3 号	廿日市市都市公園及び公園施設の設置の基準に 関する条例の一部を改正する条例	3 1
議案第 2 4 号	廿日市市小規模下水道条例の一部を改正する条 例	3 3
議案第 2 5 号	都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に 関する条例の一部を改正する条例	3 5

議案第 2 6 号	廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例	…… 3 7
議案第 2 7 号	廿日市市都市計画事業基金の設置、管理及び処分に関する条例等を廃止する条例	…… 3 9
議案第 3 8 号	過疎地域持続的発展計画の変更について	…… 4 1
議案第 3 9 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて	…… 4 3
議案第 4 0 号	広島市と廿日市市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議について	…… 4 5
議案第 4 1 号	財産を支払手段として使用することについて	…… 4 7
議案第 4 2 号	字の区域の廃止及び町の区域の設定について	…… 4 9
議案第 4 3 号	市道路線の認定及び廃止について	…… 5 1
議案第 4 4 号	廿日市市公平委員会委員の選任の同意について	…… 5 3
議案第 4 5 号	廿日市市教育委員会委員の任命の同意について	…… 5 5
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	…… 5 7

(報告第 1 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(消 防 本 部)

1 専決処分した理由

令和 4 年 1 0 月 3 1 日佐伯消防署の職員が、救急搬送用務のため、救急車を運転して廿日市市串戸二丁目地内の市道串戸畑口線を進行中、停止していた対向車の小型貨物自動車と接触し、同車に損傷を与えた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 1 8 5 , 5 0 4 円

債 権 者 安芸郡海田町窪町 2 番 1 4 号

株式会社 ライフアート・ホールディングス

代表取締役 土 井 崇 寛

3 専決処分年月日

令和 4 年 1 2 月 2 6 日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第 1 8 0 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第 4 号 1 件 5 0 万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

5 参照法令

国家賠償法

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

(議案第 12 号)

廿日市市まち・ひと・しごと創生基金の設置、管理及び処分
に関する条例

(経 営 政 策 課)

1 制定の理由

地域再生法に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として実施する事業に要する経費の財源に充てるため、廿日市市まち・ひと・しごと創生基金（以下「基金」という。）を設置しようとするものである。

2 基金の内容

(1) 積立金の額

基金として積み立てる額は、予算で定める。

(2) 管理の方法

ア 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

イ 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(3) 処分ができる場合

基金は、設置の目的に従い、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

(4) 運用益金

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

(5) 繰替運用

財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

地方自治法

第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

⑧ 第2項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

(議案第 13 号)

廿日市市あさはらまちづくり交流センター設置及び管理条例

(中山間地域振興室)

1 制定の理由

地域資源を活用した産業の振興及び交流の促進を図り、あわせて市民の生涯学習、地域福祉等の諸活動を通して活力に満ちた農山村地域づくりを推進するため、廿日市市あさはらまちづくり交流センターを設置し、その管理に関して必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 名称及び位置

ア 名称 廿日市市あさはらまちづくり交流センター

イ 位置 廿日市市浅原 2 6 5 4 番地 3

(2) 構成施設

ア 中央活性化センター

イ 交流会館

ウ 交流広場

エ 交流ホール

(3) 事業

ア 農山村の産業振興に関すること。

イ 移住及び定住の促進並びに地域内外との交流に関すること。

ウ 生涯学習の推進に関すること。

エ まちづくり活動の支援に関すること。

オ 健康増進及び地域福祉の推進に関すること。

カ その他あさはらまちづくり交流センターの目的を達成するために必要な事業に関すること。

(4) 使用時間等

区 分	使用時間	休館日
中央活性化センター	9 時から 21 時	水曜日及び 12 月 29 日か

	30分まで	ら翌年1月3日までの日。 ただし、水曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その直後の休日でない日
交流会館	9時から17時まで	
交流広場	9時から21時まで	12月29日から翌年1月3日までの日
交流ホール	30分まで	

(5) 施設等の使用料

ア 中央活性化センター

区 分	基 本 使 用 料					
	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	1 日
	9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで
多目的ホール	1,620円	1,850円	2,080円	3,710円	3,940円	5,800円
農事研修室	370円	420円	480円	850円	910円	1,340円
視聴覚室	460円	530円	590円	1,060円	1,120円	1,650円
教養娯楽室	670円	770円	860円	1,540円	1,640円	2,410円
調理実習室	420円	480円	540円	960円	1,020円	1,510円
備考						
1 使用者がこの表に掲げる施設等を営利目的で使用する場合には、この表に定める額にそれぞれ2を乗じて得た額とする。 2 使用許可時間又はこの表に定める使用時間を超過して使用する場合には、この表に定める基本使用料の1時間当たりの額に1.5を乗じて得た額とする。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。 3 基本使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを						

切り捨てる。

イ 交流広場等

区 分	単 位	使用料
交流広場（上段）	1 時間までごとに	130 円
交流広場（下段）		370 円
交流ホール		440 円
屋外照明設備		250 円
シャワー	1 人 1 回につき	100 円
備考 使用者がこの表に掲げる施設等（シャワーを除く。）を営利目的で使用する場合には、この表に定める額にそれぞれ 2 を乗じて得た額とする。		

(6) 指定管理者による管理等

ア あさはらまちづくり交流センターの管理は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者に行わせることができる。

イ 指定管理者があさはらまちづくり交流センターの管理を行う場合には、あさはらまちづくり交流センターを利用する者が納付する利用料金等は、当該指定管理者の収入とする。

(7) 指定管理者の指定

市長は、指定管理者の指定に係る申請書が提出されたときは、市長が定める基準によって申請の内容を総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定する。

(8) 指定管理者が行う業務

ア 2 の (3) に掲げる事業に関する業務

イ 利用の許可に関する業務

ウ 利用料金等の徴収に関する業務

エ 施設、設備及び物品の維持管理に関する業務

オ あさはらまちづくり交流センターの運営に関して市長が必要と認める業務

(9) 関係条例の廃止

廿日市市浅原中央活性化センター設置及び管理条例及び廿日市市浅原交流拠点施設設置及び管理条例は、廃止する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年4月1日

(2) 準備行為

使用の許可及び指定管理者の指定並びにこれらに係る手続その他のこの条例を施行するための準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができるものとする。

4 根拠法令

地方自治法

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。（以下略）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

③ 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

④ 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

⑧ 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- ⑨ 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

(議案第 14 号)

広島県水道広域連合企業団に参加することに伴う関係条例の
整理に関する条例

水	道	局
総	務	課
人	事	課
税	制	収
納	課	
観	光	課
農	林	水
産	課	
維	持	管
理	課	
下	水	道
経	営	課

1 提案の要旨

広島県水道広域連合企業団に参加することに伴い、次のとおり関係条例の規定の整理を行おうとするものである。

条 例 名	整 理 の 内 容
廿日市市水道事業の設置等に関する条例	条例を廃止する。
廿日市市水道事業給水条例	
企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	
廿日市市水道事業における布設工事監督者等に関する条例	
廿日市市情報公開条例	実施機関から水道事業の管理者を削除する。
職員の分限に関する手続及び効果に関する条例	条例から企業職員に係る表記を削除する。
職員の定年等に関する条例	
外国の地方公共団体の機関等	

に派遣される職員の処遇等に関する条例	
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例	
一般職の任期付職員の採用等に関する条例	
廿日市市債権管理条例	条例から水道事業に係る記載を削除する。
廿日市市宮浜温泉水供給条例	引用する条例が廃止されることに伴い、規定の整理を行う。
廿日市市漁港管理条例	水道料金の表現について、必要な規定の整理を行う。
廿日市市港湾施設管理条例	
廿日市市小規模下水道条例	
廿日市市下水道条例	
廿日市市農業集落排水処理施設設置及び管理条例	

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

(議案第 15 号)

廿日市市職員定数条例の一部を改正する条例

(人 事 課)

1 提案の要旨

(1) 市長の事務部局の職員の定数の改正

新型コロナウイルス感染症への的確な対応、新たな行政課題への対応及び次代を見据えたまちづくりに重点的・戦略的に取り組むための体制整備を図るため、市長の事務部局の職員の定数を次のように改正しようとするものである。

現 行	改 正 案	増 減
789 人	800 人	11 人

(2) 水道事業の職員の定数の削除

水道事業の広島県水道広域連合企業団への参加に伴い、水道事業の職員の定数を削除しようとするものである。

現 行	改 正 案	増 減
26 人	削 除	△26 人

(3) 職員の総定数の改正

市長の事務部局の職員の増員及び水道事業の職員の減員に伴い、職員の総定数を次のように改正しようとするものである。

現 行	改 正 案	増 減
1,090 人	1,075 人	△15 人

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

3 根拠法令

(1) 地方自治法

第 172 条

③ 第 1 項の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時又は

非常勤の職については、この限りでない。

(2) 社会福祉法

第16条 所員の定数は、条例で定める。（以下略）

(議案第 16 号)

廿日市市財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

(財 政 課)

1 提案の要旨

市の財政状況について、より分かりやすく、より広く市民へ周知を図ることを目的として、その公表方法に、新たに市ホームページへの掲載による方法を追加しようとするものである。

2 施行期日

公布の日

3 根拠法令

地方自治法

第 243 条の 3 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年 2 回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。

(議案第 17 号)

廿日市市公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する
条例の一部を改正する条例

(財 政 課)

1 提案の要旨

学校施設の財産処分手続において国庫納付の必要が生じないように、当該手続に伴い積み立てた基金については、学校施設整備に要する経費に充てる場合に限り処分できることとすることを定めようとするものである。

2 施行期日

公布の日

3 根拠法令

地方自治法

第 241 条

- ⑧ 第 2 項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

(議案第 18 号)

廿日市市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例

(生活環境課)

1 提案の要旨

第三霊峯納骨堂を設置し、次のとおりその使用料等を定めるなどの改正を行おうとするものである。

(1) 第三霊峯納骨堂の名称、位置等

ア 名称 第三霊峯納骨堂

イ 位置 廿日市市宮内 4003 番地

ウ 使用期間

区分	使用期間	備考
納骨堂	5 年間	あらかじめ市長の許可を受けて、使用期間を更新することができる。 使用期間の更新は、使用期間を通算して 20 年を超えることができない。

エ 使用料

区分	使用期間	使用料
納骨堂	1 体につき 5 年間	10,000 円

(2) その他必要な規定の整理を行う。

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

3 根拠法令

地方自治法

第 225 条 普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第 228 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。(以下略)

第 2 4 4 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

③ 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 2 4 4 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

④ 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

(議案第 19 号)

廿日市市印鑑条例の一部を改正する条例

(市 民 課)

1 改正の理由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部が改正されたことなどを踏まえ、コンビニエンスストア等における移動端末設備を利用した印鑑登録証明書の自動交付サービスについて必要な事項を定めるなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 印鑑の登録を受けた者が、移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された移動端末設備を利用してコンビニエンスストア等の多機能端末機から印鑑登録証明書の交付を申請し、同証明書の交付を受けることができることとする。
- (2) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

公布の日から起算して 4 月を超えない範囲内において規則で定める日

4 根拠法令

地方自治法

第 14 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる。

(議案第 20 号)

廿日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(保 険 課)

1 提案の要旨

健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額が引き上げられることに合わせて、国民健康保険の被保険者に支給する出産育児一時金の額を次のように引き上げようとするものである。

区 分	現 行	改 正 案
出産育児一時金の支給額	40万8,000円	48万8,000円

2 施行期日

令和5年4月1日

3 根拠法令

国民健康保険法

第58条 市町村及び組合は、被保険者の出産及び死亡に関しては、条例又は規約の定めるところにより、出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。

(議案第 2 1 号)

廿日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(こ ど も 課)

1 改正の理由

児童福祉法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令において放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことなどに伴い、必要な基準を定めるなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 廿日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

ア 事業所における利用者の安全の確保に関する計画の策定等を義務化する規定を整備する。

イ 利用者の移動のために自動車を運行する際には、点呼等の方法により利用者の所在を確認することを義務化する規定を整備する。

ウ 事業所における感染症及び非常災害の発生時において利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講ずるよう努めなければならないとの規定を整備する。

エ 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置を明確化し、職員に対して研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならないとの規定を整備する。

(2) 廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

ア 事業所における利用乳幼児の安全の確保に関する計画の策定等を義務化する規定を整備する。

イ 利用乳幼児の移動のために自動車を運行する際には、点呼等の方

法により利用乳幼児の所在を確認することを義務化する規定を整備する。

ウ 事業所と他の社会福祉施設を併設するときは、当該事業所で行う保育に支障がない場合に限り、当該事業所の設備及び職員の一部を併設する他の社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる旨の規定を整備する。

エ 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置を明確化し、職員に対して研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならないとの規定を整備する。

オ 利用乳幼児に対する懲戒に係る権限の濫用を禁止する規定を削除する。

(3) 廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

教育・保育給付認定子どもに対する懲戒に係る権限の濫用を禁止する規定を削除する。

3 施行期日

令和5年4月1日。ただし、2の(2)のオ及び(3)については、公布の日

4 根拠法令

(1) 児童福祉法

第34条の8の2 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

第34条の16 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

(2) 子ども・子育て支援法

第 3 4 条

- ② 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育（特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあっては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。以下この節において同じ。）を提供しなければならない。

(議案第 22 号)

廿日市市保育園条例等の一部を改正する条例

(こども課)

1 提案の要旨

子ども・子育て支援法の一部が改正されたことなどにより、次のとおり関係条例の規定の整理を行おうとするものである。

条 例 名	内 容
(1) 廿日市市保育園条例	引用条項を整理する。
(2) 廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	
(3) 子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例	

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

3 根拠法令

(1) 地方自治法

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

(2) 子ども・子育て支援法

第 34 条

② 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育（特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあっては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。以下この款において同じ。）を提供しなければならない。

第 82 条 市町村は、条例で、正当な理由なしに、第 13 条第 1 項

（第30条の3において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は第13条第1項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者に対し10万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

② 市町村は、条例で、正当な理由なしに、第14条第1項（第30条の3において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は第14条第1項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対し10万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

③ 市町村は、条例で、第23条第2項若しくは第4項又は第24条第2項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者に対し10万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

(議案第 2 3 号)

廿日市市都市公園及び公園施設の設置の基準に関する条例の
一部を改正する条例

(維持管理課)

1 改正の理由

都市公園の再生及び活性化を推進することを目的として、都市公園における公園施設に係る建蔽率を緩和し、及び公募対象公園施設に係る建蔽率の特例を定めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 建蔽率の緩和

都市公園の敷地面積に対する公園施設の建築面積の割合の上限を、次のとおり緩和する。

現 行	改 正 案
1 0 0 分の 2	1 0 0 分の 5

(2) 公募対象公園施設に係る建蔽率の特例

認定公募設置等計画に基づき公募対象公園施設である建築物を設ける場合には、当該建築物に限り、都市公園の敷地面積の 1 0 0 分の 1 0 を限度として(1)により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

都市公園法

第 4 条 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積（国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。）の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、1 0 0 分の 2 を参酌して当該都市公園を設置する地方公

共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、100分の2）を超えてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める範囲（国の設置に係る都市公園にあつては、政令で定める範囲）内でこれを超えることができる。

(議案第 2 4 号)

廿日市市小規模下水道条例の一部を改正する条例

〔下水道経営課〕
〔下水道建設課〕

1 提案の要旨

宮島口西団地汚水処理施設を次のとおり小規模下水道として管理しようとするものである。

名 称	主な処理施設の位置	処理区域
宮島口西団地下水道	廿日市市宮島口西二丁目 1 0 番 8 号	市長が告示する区域

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日。ただし、2 (2)については、公布の日

(2) 準備行為

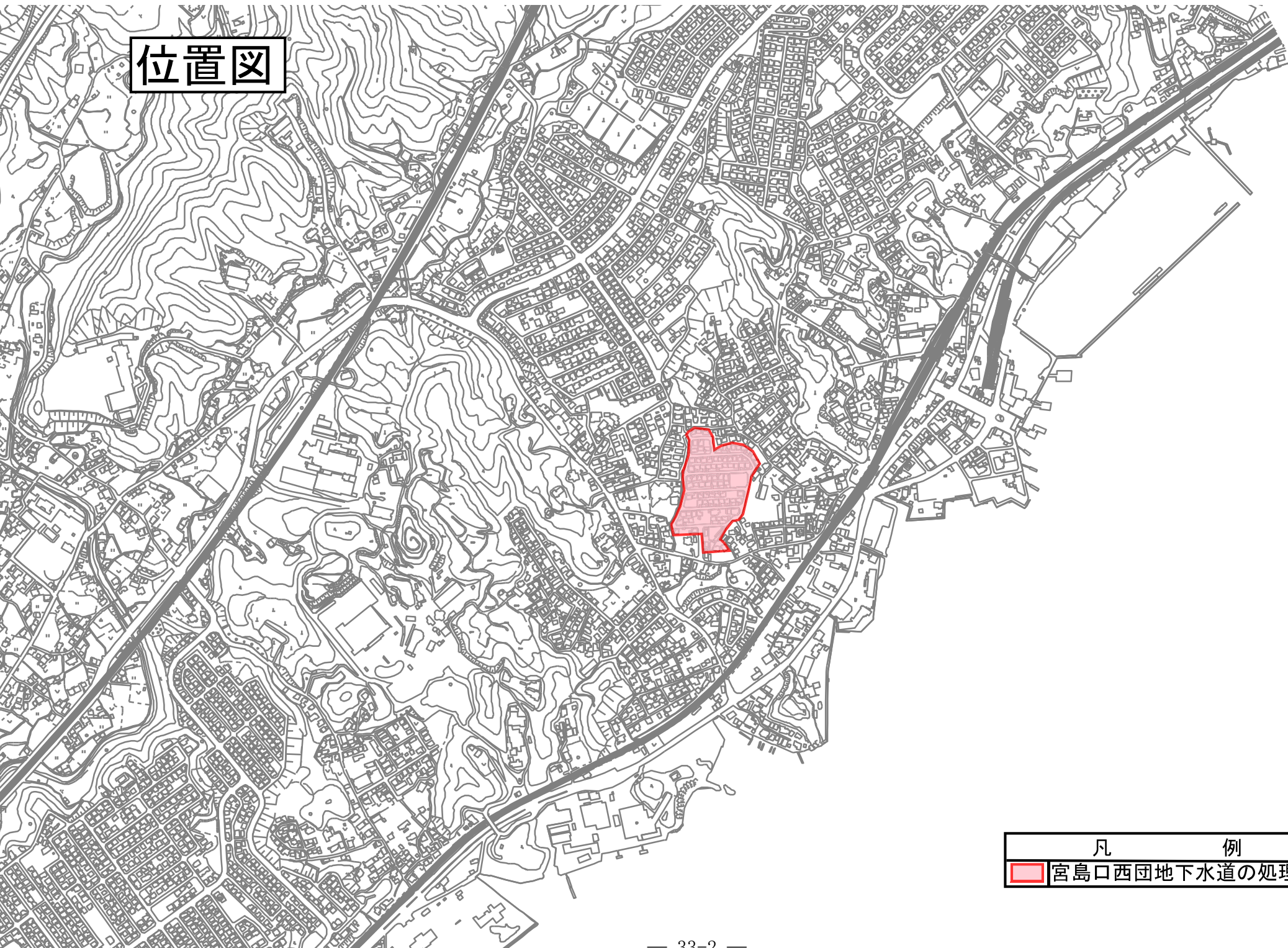
この条例による改正後の第 1 2 条の規定による使用開始の届出その他この条例を施行するための準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

3 根拠法令

地方自治法

第 2 4 4 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

位置図



凡	例
	宮島口西団地下水道の処理区域

(議案第 2 5 号)

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の
一部を改正する条例

(都 市 計 画 課)

1 改正の理由

都市計画法第 3 4 条第 1 1 号の規定に基づき条例で指定する区域のうち、図面により表示する区域を公表することを目的として、当該区域に関する規定を改正するため、この条例案を提出するものである。

2 改正の内容

- (1) 条例で指定する区域のうち、建築物の用途に応じて用途ごとに定める区域として、市長が指定する区域を告示することにより公表する。
- (2) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

4 根拠法令

都市計画法

第 3 4 条 前条の規定にかかわらず、市街化調整区域に係る開発行為（主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。）については、当該申請に係る開発行為及びその申請の手続が同条に定める要件に該当するほか、当該申請に係る開発行為が次の各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。

- (11) 市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であつておおむね 5 0 以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が連たんしている地域のうち、災害の防止その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、都道府県（指定都市等又は事務処理市町村の区域内にあつては、当該指定都市等又は事務処理市

町村。以下この号及び次号において同じ。)の条例で指定する土地の区域内において行う開発行為で、予定建築物等の用途が、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として都道府県の条例で定めるものに該当しないもの

(議案第 26 号)

廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例の一部
を改正する条例

(建築指導課)

1 提案の要旨

- (1) 平良丘陵地区地区計画の都市計画の決定を踏まえ、当該地区整備計画区域内における建築物に関する制限を次のとおり定めようとするものである。

ア 建築物の用途の制限を行い、建築してはならない建築物を定める。

イ 建築物の敷地面積の最低限度を定める。

ウ 建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離の最低限度を定める。

エ 建築物の容積率の最高限度を定める。

オ 建築物の建蔽率の最高限度を定める。

- (2) その他必要な規定の整理を行おうとするものである。

2 施行期日

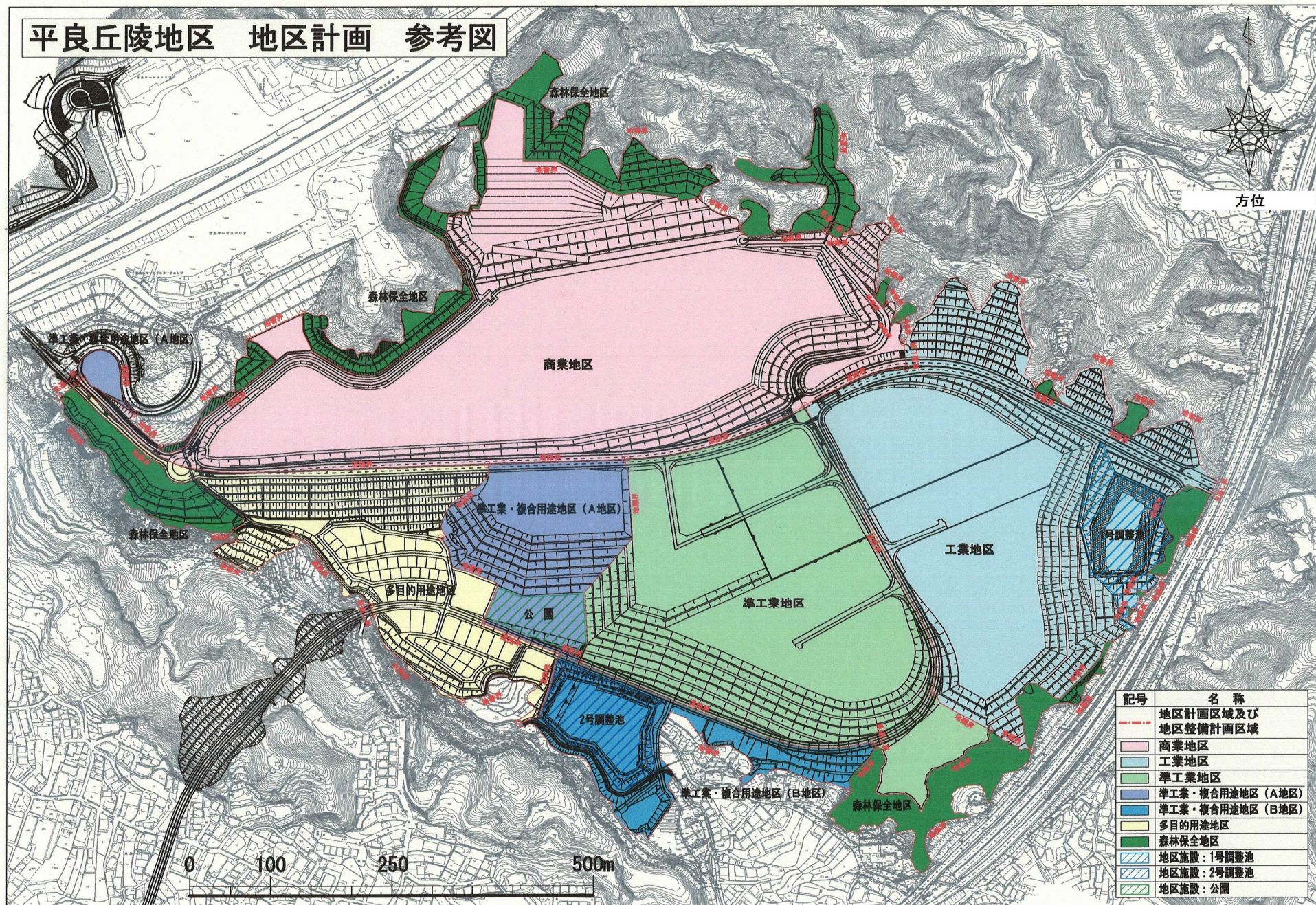
公布の日

3 根拠法令

建築基準法

第 68 条の 2 市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画（以下「地区整備計画等」という。））が定められている区域に限る。）内において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該地区計画等の内容として定められたものを、条例で、これらに関する制限として定めることができる。

平良丘陵地区 地区計画 参考図



記号	名称
—	地区計画区域及び地区整備計画区域
■	商業地区
■	工業地区
■	準工業地区
■	準工業・複合用途地区 (A地区)
■	準工業・複合用途地区 (B地区)
■	多目的用途地区
■	森林保全地区
■	地区施設: 1号調整池
■	地区施設: 2号調整池
■	地区施設: 公園

平良丘陵地区地区計画による建築物の制限の概要一覧表

地区の名称	商業地区	工業地区	準工業地区	準工業・複合 用途地区（A 地区）	準工業・複合 用途地区（B 地区）	多目的用途 地区
	（市街化区域 編入後は、 <u>近 隣商業地域</u> を 想定）	（市街化区域 編入後は、 <u>工 業地 域</u> を想 定）	（市街化区域 編入後は、 <u>準 工業地域</u> を想 定）	（市街化区域 編入後は、 <u>準 工業地域</u> を想 定）	（市街化区域 編入後は、 <u>準 工業地域</u> を想 定）	（市街化区域 編入後は、 <u>第 一居住地域</u> を想定）
ア．建築物の 用途の制限	（ 建築物の用途制限の概要一覧表を参照 ）					
イ．建築物の 敷地面積の最 低限度	<u>1,000 m²</u> ※公益上必要 な建築物に関 する緩和の規 定あり。	<u>1,000 m²</u> ※換地面積に 応じた緩和及 び公益上必要 な建築物に関 する緩和の規 定あり。	<u>1,000 m²</u> ※換地面積に 応じた緩和及 び公益上必要 な建築物に関 する緩和の規 定あり。	<u>1,000 m²</u> ※公益上必要 な建築物に関 する緩和の規 定あり。	<u>165 m²</u> ※換地面積に 応じた緩和及 び公益上必要 な建築物に関 する緩和の規 定あり。	<u>165 m²</u> ※換地面積に 応じた緩和及 び公益上必要 な建築物に関 する緩和の規 定あり。
ウ．建築物の 外壁等の面の 位置の制限	道路境界線か ら <u>2 m以上</u> 隣地境界線か ら <u>1 m以上</u>	道路境界線か ら <u>2 m以上</u> 隣地境界線か ら <u>1 m以上</u>	道路境界線か ら <u>2 m以上</u> 隣地境界線か ら <u>1 m以上</u>	道路境界線か ら <u>2 m以上</u> 隣地境界線か ら <u>1 m以上</u>	道路境界線か ら <u>1 m以上</u> 隣地境界線か ら <u>1 m以上</u>	道路境界線か ら <u>1 m以上</u> 隣地境界線か ら <u>1 m以上</u>
	※バスやタクシーの乗降場の上家、あづまやなどについて緩和の規定あり。					
エ．容積率の 最高限度	<u>300%</u>	<u>200%</u>	<u>200%</u>	<u>200%</u>	<u>200%</u>	<u>200%</u>
オ．建蔽率の 最高限度	— ※市街化区域 編入までは現 行 ど お り <u>70%</u> が適用さ れ、編入後は 近隣商業地域 として <u>80 %</u> を適用	<u>60%</u>	<u>60%</u>	<u>60%</u>	<u>60%</u>	<u>60%</u>

用途地域・地区計画による建築物の用途制限の概要一覧表

凡例			近隣商業地域	商業地域	工業地域	工業地区	準工業地区	準工業・複合用途地区（A地区）	準工業・複合用途地区（B地区）	第一種住居地域	多目的用途地域	備考	
・用途地域			○	△	①…								
・地区計画			▲										
住宅、共同住宅			○	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 住宅宿泊事業法による届出住宅を除く。	
寄宿舎、下宿			○	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 寄宿舎に限る。	
兼用住宅（事務所、工場、店舗等）			○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限、面積制限あり。	
土砂災害警戒区域内の老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等、老人福祉センター、児童厚生施設等、特別支援学校、幼稚園、病院、診療所、助産所、居住の用に供する建築物			○	○	△	○	○	○	○	○	○	△ 一部用途制限あり	
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの		○	○	○	▲	○	▲	○	○	○	▲ 工場又は事業所に併設するものに限る。	
	店舗等の床面積が 150㎡を超え、 500㎡以下のもの		○	○	○	▲	○	▲	○	○	○		
	店舗等の床面積が 500㎡を超え、 1,500㎡以下のもの		○	○	○	▲	○	▲	○	○	○		
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、 3,000㎡以下のもの		○	○	○	▲	○	▲	○	○	■		
	店舗等の床面積が3,000㎡を超え、 10,000㎡以下のもの		○	○	○	▲	○	▲	○	○	■		
事務所等	事務所等の床面積が 150㎡以下のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	事務所等の床面積が 150㎡を超え、 500㎡以下のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	事務所等の床面積が 500㎡を超え、 1,500㎡以下のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、 3,000㎡以下のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	■		
事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの			○	○	○	○	○	○	○	○	■		
ホテル、旅館			○	○	○	○	○	○	○	△	■	△ 3,000㎡以下	
遊戯・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場等		○	○	○	○	○	○	○	△	■	△ 3,000㎡以下	
	カラオケボックス等		○	○	△	○	○	○	○	○	○	△ 10,000㎡以下	
	麻雀屋、ばちこ屋、射的屋、馬券・車券発売所等		○	■	△	○	○	○	○	○	○	△ 10,000㎡以下	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場		○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	キャバレー、ダンスホール等		○	○	○	○	○	○	○	○	○		
個室付浴場等			○	○	○	○	○	○	○	○	○		
大規模集客施設 ※1			○	○	○	○	○	○	○	○	○		
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校		○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	大学、高等専門学校		○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	図書館、博物館等		○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局		○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	神社、寺院、教会等		○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	病院		○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	公衆浴場		○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	診療所、保育所		○	○	○	▲	○	▲	○	▲	○	▲ 工場又は事業所に併設するものに限る。	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等		○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	老人福祉センター、児童厚生施設等		○	○	○	○	○	○	○	○	○		
工場・倉庫等	自動車教習所		○	○	○	○	○	○	○	△	■	△ 3,000㎡以下	
	単独車庫（附属車庫を除く）		○	○	○	○	○	○	○	△	△	△ 300㎡以下、 2 階以下	
	建築物附属自動車車庫 ※建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限		○	○	○	○	○	○	○	△	△	△ 2 階以下	
	倉庫兼倉庫		○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	自家用倉庫		○	○	○	○	○	○	○	△	△	△ 3,000㎡以下	
	畜舎		○	○	○	○	○	○	○	△	■	△ 3,000㎡以下	
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服屋、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下		○	○	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり	
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場		②	②	○	○	○	○	○	○	①	①	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場		②	②	○	○	○	○	○	○	○		
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場		○	○	○	○	○	○	○	○	○		
危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場			○	○	○	○	○	○	○	○			
自動車修理工場			②	②	○	○	○	○	○	①	①	作業場の床面積 ①50㎡以下 ②300㎡以下 原動機の制限あり（①空気圧縮1.5kWまでなど） ▲建築物に附属するものに限る	
火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設		○	○	○	○	○	○	○	△	▲	△3,000㎡以下	
	量が少ない施設		○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	量がやや多い施設		○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	量が多い施設		○	○	○	○	○	○	○	○	○		
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等			都市計画区域内においては都市計画決定が必要										

注）本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

※1 大規模集客施設とは、劇場、映画館、演芸場、店舗、飲食店、展示場、遊戯場、勝馬投票券販売所、場外車券売場等に供する施設で、その用地に供する部10,000㎡を超えるものをいう。

(議案第 27 号)

廿日市市都市計画事業基金の設置、管理及び処分に関する条例等を廃止する条例

(財 政 課)

1 提案の要旨

廿日市市都市計画事業基金、廿日市市スポーツ振興基金及び廿日市市いきいき長寿基金に関し、所期の目的を達成し、現状では保有する現金がなく、今後の活用が見込まれないことなどから、これらの基金に係る設置、管理及び処分に関する条例を廃止しようとするものである。

2 施行期日

公布の日

(議案第 38 号)

過疎地域持続的発展計画の変更について

(経 営 政 策 課)

1 変更の理由

過疎地域の持続的発展に寄与する目的で、林道整備事業、港湾施設維持管理事業、宮島商工会館管理運営事業及び保育園整備事業を過疎地域持続的発展計画に加えるため、当該計画を変更しようとするものである。

2 変更の内容

- (1) 産業の振興の計画に林道整備事業（焼山 3 号線及び下山線）、港湾施設維持管理事業及び宮島商工会館管理運営事業を加える。
- (2) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の計画に保育園整備事業を加える。

3 根拠法令

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

第 8 条 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画（以下単に「市町村計画」という。）を定めることができる。

- ⑩ 第 1 項及び前 3 項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

(議案第 39 号)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて

(経 営 政 策 課)

1 提案の要旨

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律で規定する辺地に該当する浅原辺地において、同法により公共的施設を整備するため、当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めようとするものである。

2 総合整備計画の内容

(1) 辺地の概況

ア 辺地を構成する町又は字の名称 廿日市市浅原

イ 地区の中心の位置 廿日市市浅原 2 6 1 4 番地 1

(2) 公共的施設の整備計画

ア 計画期間 令和 5 年度から令和 6 年度までの 2 年間

イ 整備施設及び事業費

(単位：千円)

施 設 名	事 業 費	辺地対策事業債の予定額
農道 (農道本郷 2 号線)		
補修設計	8, 0 0 0	8, 0 0 0
補修工事	1 0, 0 0 0	1 0, 0 0 0
合 計	1 8, 0 0 0	1 8, 0 0 0

3 根拠法令

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律

第 3 条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定め

ることができる。

(議案第 4 0 号)

広島市と廿日市市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の
変更に関する協議について

(経 営 政 策 課)

1 提案の要旨

広島市と廿日市市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約について、
広島市と協力して実施し、相互に連携を図る取組を次のとおり追加する
ため、当該連携協約を変更することに関し、同市と協議しようとするも
のである。

(1) 取組

地域包括ケアの推進

(2) 内容

圏域内の高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生
活を営めるよう、ケアマネジメントの質向上など、地域包括ケアの推
進に取り組む。

(3) 広島市の役割

ケアマネジメントの質向上などに主体的に取り組む。

(4) 廿日市市の役割

ケアマネジメントの質向上などに広島市と協力して取り組む。

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

3 根拠法令

地方自治法

第 2 5 2 条の 2 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体及び他の
普通地方公共団体の区域における当該普通地方公共団体及び当該他の
普通地方公共団体の事務の処理に当たつての当該他の普通地方公共団
体との連携を図るため、協議により、当該普通地方公共団体及び当該
他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たつての基本的

な方針及び役割分担を定める協約（以下「連携協約」という。）を当該他の普通地方公共団体と締結することができる。

- ③ 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- ④ 普通地方公共団体は、連携協約を変更し、又は連携協約を廃止しようとするときは、前3項の例によりこれを行わなければならない。

(議案第 4 1 号)

財産を支払手段として使用することについて

(都市活力デザイン課)

1 提案の要旨

未来物流産業団地造成事業に要する費用の一部の支払に当たり、未来物流産業団地造成事業により完成した宅地を売却する際に生じる売買代金支払請求権を支払手段として使用しようとするものである。

2 支払手段として使用する財産

(1) 種 別 債 権

細 目 未来物流産業団地造成事業により完成した宅地を売却する際に生じる売買代金支払請求権

(2) 支払に充てる金額 4, 7 8 0, 0 0 0, 0 0 0 円

契約金額 5, 6 1 0, 0 0 0, 0 0 0 円

内訳

サービス対価 1 (幅員 1 2 メートルの市道の設計、工事等)

8 3 0, 0 0 0, 0 0 0 円

サービス対価 2 (幅員 1 2 メートルの市道を除く設計、工事等)

4, 2 0 9, 4 8 4, 4 0 0 円

サービス対価 3 (事務費等)

5 7 0, 5 1 5, 6 0 0 円

(3) 相 手 方 東京都港区虎ノ門一丁目 1 7 番 1 号

西松建設株式会社

代表取締役 高 瀬 伸 利

(4) 時 期 債権が発生した日から

令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

3 根拠法令

地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

(議案第 4 2 号)

字の区域の廃止及び町の区域の設定について

(市 民 課)

1 提案の要旨

宮内地区の一部について、住居表示を実施することに伴い、次のとおり字の区域を廃止し、町の区域を新たに設定しようとするものである。

廃止する字の区域	新町名
宮内 字新屋敷、字河田の一部、字鏡田の一部、 字北山の一部、字大方及び字野坂の一部	宮内二丁目
宮内 字鏡田、字北山、字針田及び字玉ノ井の各 一部	宮内三丁目

2 根拠法令

地方自治法

第 2 6 0 条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

(議案第 4 3 号)

市道路線の認定及び廃止について

(維持管理課)

1 提案の要旨

(1) 市道路線の認定

事業計画のある新設道路などを、次のとおり市道路線に認定する。

認 定 す る 路 線		認 定 の 理 由
番 号	路 線 名	
1 4 4 0	二 重 原 線	事業計画のある新設道路を市道とするため
1 4 4 1	新 開 堤 防 1 号 支 線	寄附を受けた新設道路を市道とするため
2 1 9 8	河 津 上 中 組 2 号 線	寄附を受けた道路を市道に編入することに伴い終点の変更が必要となったため

(2) 市道路線の廃止

(1)の新たな市道路線の認定に伴い、路線が重複する市道路線を次のとおり廃止する。

廃 止 す る 路 線		廃 止 の 理 由
番 号	路 線 名	
2 1 9 8	河 津 上 中 組 2 号 線	路線が重複することとなるため

2 根拠法令

道路法

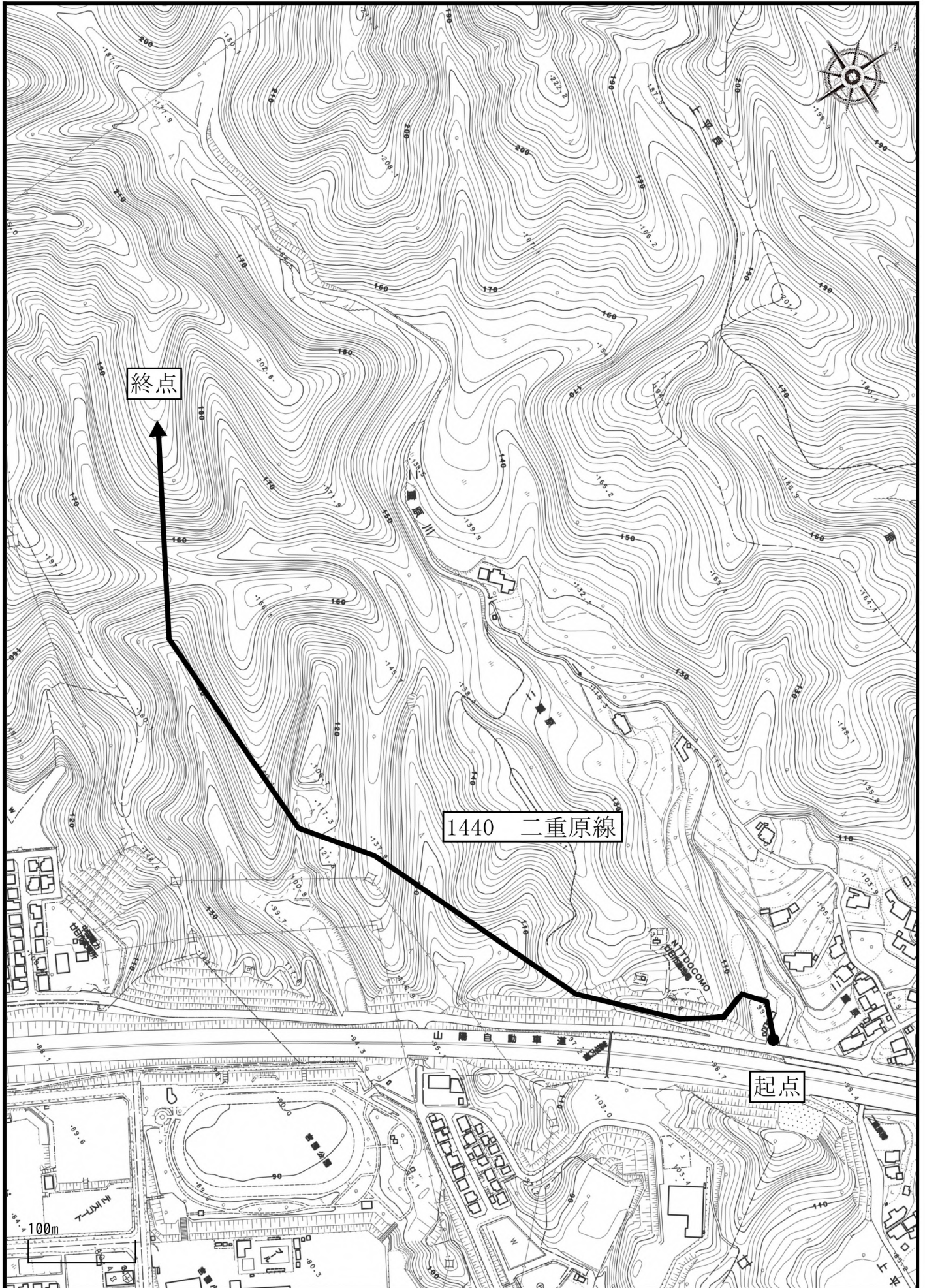
第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

② 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

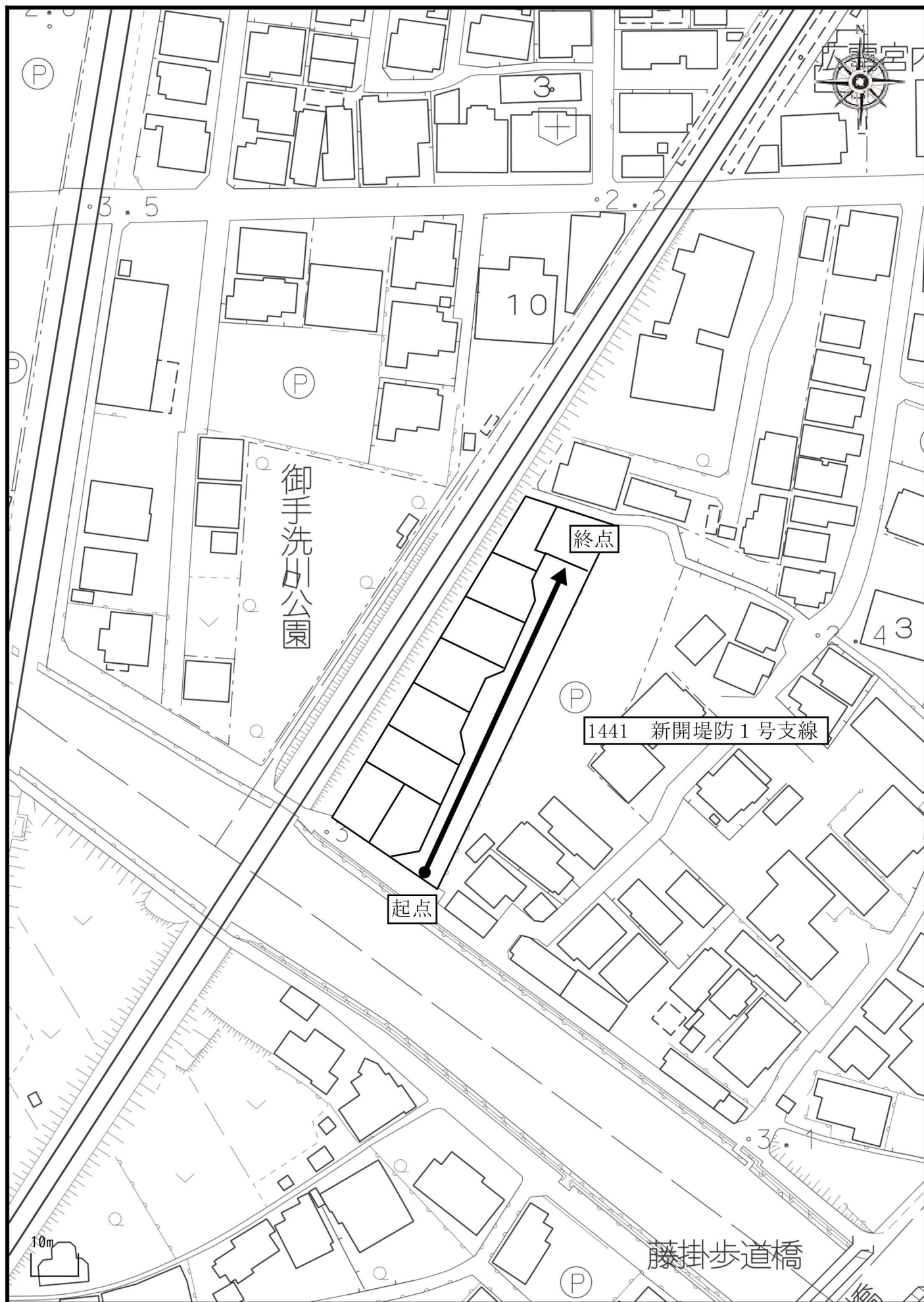
第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合には、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

③ 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

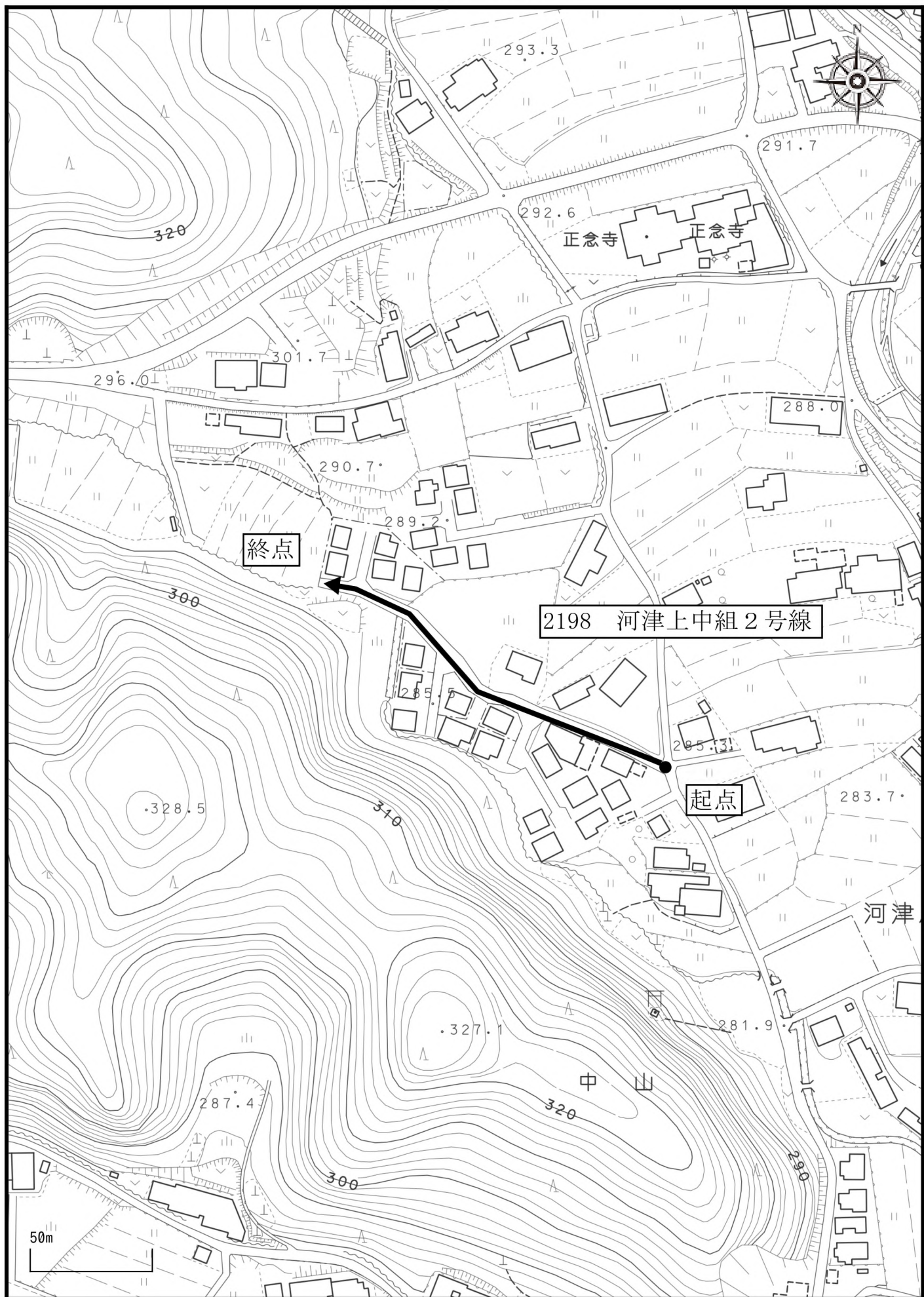
認定路線図 1



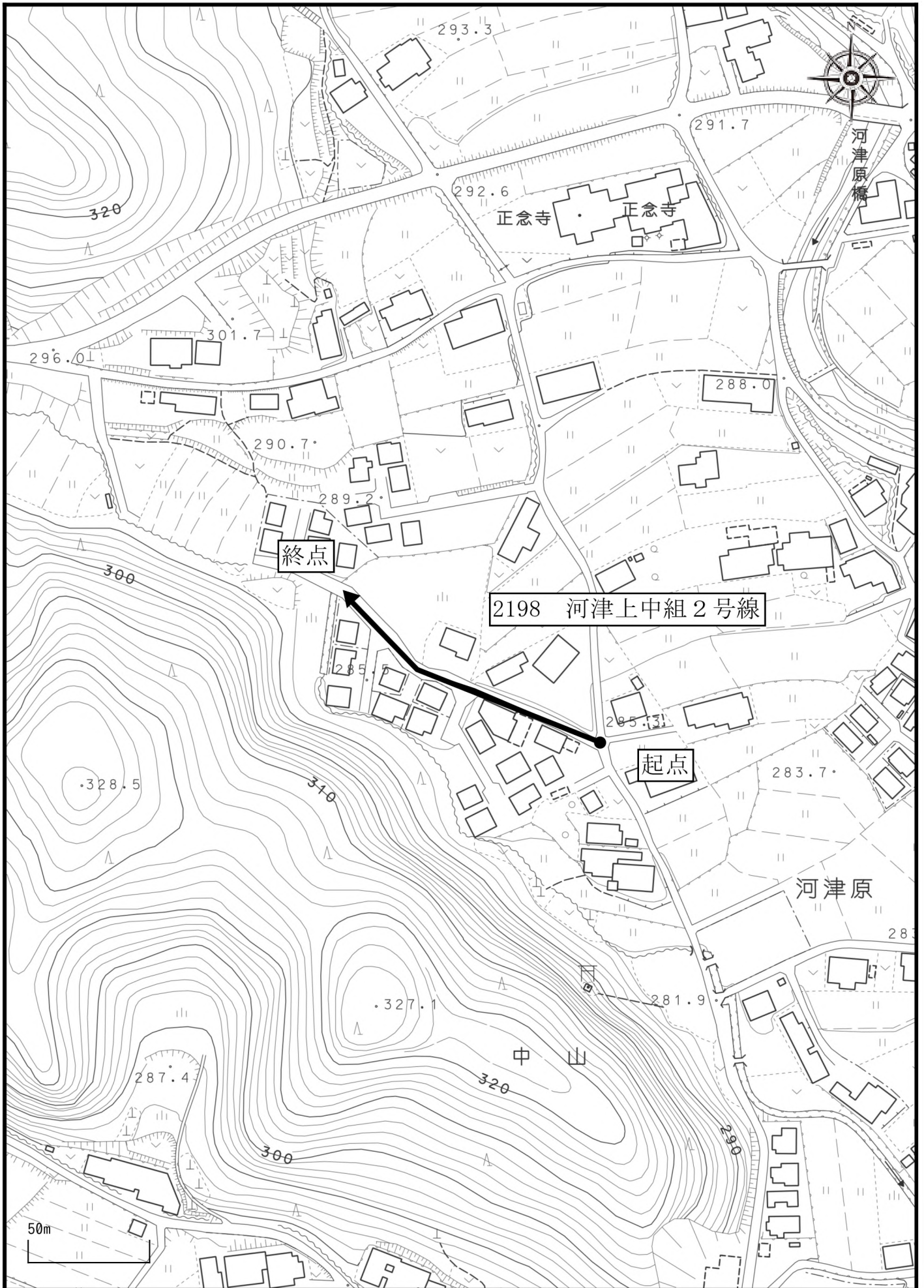
認定路線図 2



認定路線図 3



廃止路線図



(議案第 4 4 号)

廿日市市公平委員会委員の選任の同意について

(人 事 課)

1 提案の要旨

(1) 水中誠三委員は、令和 5 年 3 月 3 1 日をもって任期が満了するので、その後任委員を選任しようとするものである。

(2) 後任委員

水 中 誠 三 (再任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

水 中 誠 三

青 木 晴 美

大 和 耕 一

2 根拠法令

地方公務員法

第 9 条の 2

② 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

(議案第 4 5 号)

廿日市市教育委員会委員の任命の同意について

(人 事 課)

1 提案の要旨

(1) 片嶋学委員は、令和 5 年 3 月 1 0 日をもって任期が満了するので、その後任委員を任命しようとするものである。

(2) 後任委員

片 嶋 学 (再任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

山 川 肖 美

松 本 良 子

岡 本 美紀子

片 嶋 学

大 島 久 典

2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第 4 条

② 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

(諮問第 1 号)

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(人権・男女共同推進課)

1 提案の要旨

(1) 松浦伸二委員は、令和 5 年 6 月 3 0 日をもって任期が満了するので、その後任委員を推薦しようとするものである。

(2) 後任委員

向井田 さつき (新任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

兒 玉 宣 明

前 田 幸 子

新 居 克 己

青 木 敬 子

白 築 京 子

梅 本 光 子

西 田 弘 展

松 浦 伸 二

山 本 紀 枝

河 野 和 夫

下 桶 博 美

島 雅 夫

中 田 禎 二

石 井 憲 幸

能 島 美 緒

倉 田 耕 三

小早川 雅 子

2 根拠法令

人権擁護委員法

第 6 条

- ③ 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。